

## 各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

平成28年12月1日から12月28日までに所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

## 農業ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 農転5条申請時の転用目的の件 市場変化による許可基準の緩和		1

## 医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化		2
2. 保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化		3

## 投資等ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を蓄積したサーバ等へ、教員や児童・生徒が自由にアクセスし、活用できる環境の整備		4
2. LNGローリー車への充てん量の上限引上げ		6
3. 国税関係書類のスキャナ保存要件(一般書類の要件)緩和		8
4. 国税関係書類のスキャナ保存要件(受領者本人がスキャンする場合の要件)緩和		9
5. 個人情報保護法改正を受けた医学研究に関する倫理指針改正の見直しの提案		10
6. 改正個人情報保護法の下での医療機関における個人情報の利用に対する配慮の提案		12
7. 遠隔監視による高圧ガス製造施設の保安業務		13
8. 戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加すべきである		14
9. 遠隔監視による高圧ガス製造施設の保安業務の推進		15

## 本会議関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. イベント民泊における「1施設年1回」規制の緩和		16
2. 民泊サービスにおける電子データでの許可申請・宿泊者名簿の保存		17

「 」: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

「 」: 再検討が必要(「 」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

「 」: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

## 提案内容に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日

回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日

提案事項	農転 5 条申請時の転用目的の件 市場変化による許可基準の緩和
具体的内容	<p>【提案内容】</p> <p>市街化区域内の非線引き区域ならびに市街化調整区域内の農地転用（5 条申請）では、転用目的を「建売住宅」としなければ許可が得られません。そのため、事業手法が建売分譲に限られることになっています。住宅請負受注を目的として宅地造成を行う業者（ハウスメーカーなど）が農地転用（5 条申請）を行う場合、転用目的を「建築条件付き土地分譲」とすることで可としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>転用目的を「建売住宅」としていても、実態としてその確認がなされないため、申請業者が適法に建売として販売しているか不明瞭です。結果として、農地法上も宅建業法上も適法適切か否か消費者（購入者）側からすると不明確な状況が生じています。</p> <p>農地法上の観点もありますが、「建築条件付土地分譲」目的も可能とすることが実態に即するため、消費者の利益にかなうと考えます。</p>
提案主体	(公社)関西経済連合会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	宅地造成のみを目的とする農地転用については、一部の例外を除き、農地転用は許可されないこととされています。
該当法令等	農地法施行規則第 47 条第 5 号、第 57 条第 5 号
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>1 宅地造成のみを目的とする農地転用であっても、都市計画法による用途地域が定められている区域内で住宅地等を造成する場合や、市街化調整区域の地区計画区域内で都市計画法に基づく開発許可を受けて住宅地を造成する場合など、事業の目的、事業の実施地域等からみて、事業後に建築物等の立地が確実に認められる場合には、例外的に許可できることとしています。</p> <p>2 これら以外の宅地造成のみを目的とする農地転用については、最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること 農地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目的や資産保有目的での土地取得につながるおそれがあること から、農地法上、原則としてこれを認めないこととしています。また、現在、空き地や空き家が社会問題となっていることを踏まえても適切ではないと考えており、御理解願います。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日

回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日

提案事項	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>市区町村毎に提出が求められている保育所入所にかかる証明書（就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等）のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。</p> <p>本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては 事由（保護者の就労、疾病など） 区分（保育標準時間、保育短時間の 2 区分）について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行にあたり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を 1 件づつ行いながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。</p> <p>そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
制度の現状	<p>所管省庁： 内閣官房、内閣府、厚生労働省</p> <p>平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。</p> <p>保育の必要性認定に当たっては 事由（保護者の就労、疾病など） 区分（保育標準時間、保育短時間の 2 区分）について国が基準を設定しています。</p> <p>しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいています。</p>
該当法令等	子ども・子育て支援法
対応の分類	検討に着手
対応の概要	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成 29 年 9 月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力が可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 1 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日

回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日

提案事項	保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>保育所の入所申込時、申込者（入所者の保護者）の勤務先企業が記入・証明する「就労証明書」について、地方自治体ごとに様式が異なるため、国が標準様式を作成・周知することにより統一すべきである。</p> <p>なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を記入し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>保育所の入所申込にあたっては、保護者は自治体に対して「保育の必要性の認定」の申請を行い、自治体は客観的な基準に基づき審査を行うこととされている。自治体による審査基準は、国が設定した基準に、地域における実情を加え、各自治体が各々独自に定めている。</p> <p>審査基準には保護者の就労に係る事項が含まれるため、保育の必要性認定申請の際には、「就労証明書」（勤務先が記入・捺印したもの。名称や様式は自治体により異なる）の提出が必要とされている。しかしながら、「就労証明書」の様式および記入項目が自治体ごとに異なるため、企業側は証明書の作成業務を定型化できず、社員（保護者）から証明依頼を受ける都度、記入項目について個別に調査して手書きで記入せざるを得ない。加えて、経年傾向として就労証明書の記載欄が年々増加傾向にあるため、申請者である社員（保護者）と証明を行う企業側の負担が増え続けている。</p> <p>育児と仕事の両立にあたっては、育児中の社員の申請負担軽減とともに、当該社員を雇用する企業側の負担を軽減することも重要である。大手企業では社員が居住する市町村の数も多岐にわたるため、企業負担を軽減する観点から、就労証明書の様式の標準化を実現すべきである。なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を記入し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>要望の実現により、証明書作成の省力化・自動化が可能になり、社員（保護者）および企業の負担軽減に寄与すると考えられる。</p> <p>政府の「子育てワンストップ検討タスクフォース」のとりまとめでは、「就労証明書の電子的入力可能な様式を提供する」とあり、様式が統一されないままオンライン化が進む恐れがあるため、オンライン化と併せて様式の統一を検討すべきである。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

制度の現状	<p>所管省庁： 内閣官房、内閣府、厚生労働省</p> <p>平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。</p> <p>保育の必要性認定に当たっては 事由（保護者の就労、疾病など） 区分（保育標準時間、保育短時間の 2 区分）について国が基準を設定しています。</p> <p>しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただくことが不可欠です。</p>
該当法令等	子ども・子育て支援法、児童福祉法
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成 29 年 9 月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力が可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、就労証明書の標準化についても検討してまいります。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を蓄積したサーバ等へ、教員や児童・生徒が自由にアクセスし、活用できる環境の整備
具体的内容	<p><b>【具体的内容】</b></p> <p>教育関係者が利活用しやすく、また権利者への適切な対価還元や、教育産業への配慮などのバランスの取れた適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、</p> <p>(1) 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等が保存された校内 LAN サーバや自治体が設置するサーバ等に、教員や児童・生徒が学校からだけでなく家庭からもアクセス可能にするべきである(著作権法第 35 条 1 項で認められている「複製」だけでなく、「異時送信」および「共有」も認めるべきである)。</p> <p>(2) これらの校内サーバ等に蓄積された教材や作品等を、他の教員やクラス等でも使用することを認めるべきである。</p> <p>法改正に伴う運用方法等のガイドライン作成にあたっては、文部科学省指導の下、権利関係者と教育関係者双方の有識者の見解を踏まえることを強く要望する。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドラインで禁止されている教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内サーバ等に蓄積することは、校内で使用するデバイスからのアクセス限定であれば、「授業の過程」を広義に解釈すれば、著作権法 35 条第 1 項で認められている事項であることを、文部科学省は学校関係者に広く周知すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内 LAN サーバや自治体が設置するサーバ等に保存しても、教員や児童・生徒が学校以外の場所からのアクセスが出来ず、また他の教員やクラスで使用するなどの共有が出来ないため、教員による ICT 活用に制約が生じている。その結果、教員が ICT を活用する意欲が高まらず、教員の ICT 活用指導力の向上が不十分となり、児童・生徒にとっても、ICT を活用した効果的な学びの機会が失われている。</p> <p>インターネットやテクノロジーの進展により、社会が急速に変化する中、教育現場における ICT 化も進展しつつあり、教育現場の利用実態に即したものとなるよう、関係者で改めて検討すべきである。</p> <p><b>【要望が実現した場合の効果】</b></p> <p>校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を休み時間や家庭学習等も含め利用できるようになると、学びたい時に学ぶことができ、児童・生徒の主体的な学びに資することになる。さらには教員は ICT 活用意欲があがり、そのスキル向上を通じて、ICT を活用した効果的な学びを実現することができ、児童・生徒の資質・能力の育成に繋がる。</p> <p>また、校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を他の教員やクラス等でも使用できるようになれば、良質な教材や作品等の共有が進み、授業改善が促され、児童・生徒の資質・能力の向上、児童・生徒同士による学び合いにより学びの質の向上に繋がる。さらに利活用が進み各種履歴が蓄積されていけば、データとして分析もでき、さらなる好循環を生むことも期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：文部科学省
制度の現状	<p>ご提案のような目的での著作物の利用については、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第 6 3 条第 1 項・第 2 項)。</p> <p>この他、著作権法上、一定の場合には、権利制限規定により、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。</p> <p>例えば、公表された著作物は、公正な慣行に合致するものであり、かつ引用の目的上正当な範囲内で行われるものであれば、引用して利用することができます(同法第 3 2 条第 1 項)。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の利用については、一定の条件の下で、複製や授業の同時中継のための公衆送信を行うことができますが(同法第 3 5 条)その他の場合においては、権利制限規定の適用がある場合を除き、権利者の許諾なく著作物を利用することはできません。</p>
該当法令等	著作権法第 3 2 条第 1 項、第 3 5 条、第 6 3 条第 1 項・第 2 項
対応の分類	事実誤認

## 提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権（私権）等について定める法律であって、著作物の利用を規制（禁止）するものではありません。</p> <p>なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際や、教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有する際の著作物の利用円滑化について、教育関係者や権利者の意見を聴取した上で、検討を行っているところで</p>
-------	---

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 4 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	LNG ロリー車への充てん量の上限引上げ
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>LNG ロリー車への充てん量は高圧ガス保安法の容器保安規則第 22 条の「液化ガスの質量の計算の方法」に基づき、最大でも LNG タンク内容積の 90%までと規制されている。</p> <p>一方で、同じ LNG を輸送する LNG 船の最大積付制限率は 98%(基準温度(想定される最高温度)の比重と積載温度の比重の関係によって変化)であり、海外におけるローリー車の積付け比率の一例は 97%となっている。こうした実態を踏まえ、現状の規制値の 90%を、例えば 95%程度まで上方修正することを視野に、検討を行うべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>高圧ガス保安法容器保安規則第 22 条(液化ガスの質量の計算の方法)の算式：<math>G=V/C</math> 中の <math>C</math>(充てん定数)の求め方が「低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重(単位 キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数(以下、省略)」と定められている。これは、最大で容器容積の 90%まで LNG を充てんしてよいことと同義である。この規定に基づいて、LNG ロリー車への充てん量については、内容積の 90%が上限となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>充てん量や積付量を制限している他の法規においては、LNG を輸送している LNG 船は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 234 条で積付制限率は 98%と規定されている。海外事例を挙げると、オイルメジャーである Shell におけるローリー車の積付制限率は 97%(液温上昇における液膨張を考慮)となっている。</p> <p>LNG ロリー車の LNG タンク(容器)は真空 2 重殻断熱構造で断熱性能が非常に高い。加えて、長距離の輸送は内航船等により行うので、ローリー車は充てん後最長でも 24 時間以内に客先への配送・荷卸しを行っている。そのため、液膨張の主要因となる液温上昇幅は抑えられている。</p> <p>よって、LNG ロリー車においても現状の内容積の 90%を上限とするのではなく、十分な検討を経て、例えば 95%とすることは十分可能であると想定される。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>輸送効率の改善</p> <p>例えば、充てん量の制限を 90%から 95%とすると、1 台当たりの輸送量は 5%上昇し、単位あたりの輸送効率が改善される。これによりコストが削減できるのみならず、運輸部門におけるエネルギー消費の削減にも資する。</p> <p>輸送台数の低減による LNG 受入作業負荷の低減</p> <p>1 台当たりの輸送量が多くなることで LNG ロリー車の配車台数が減ることが想定される。配車台数が減ることで、LNG サテライト設備を有する工場などの LNG 受入作業回数が減ることになるため、当該作業負荷を低減することができる。</p> <p>(コスト削減効果)</p> <p>ローリー車による LNG 輸送を行っている国内のガス会社、電力会社等の事業者が、輸送コスト及び輸送台数の低減による LNG ロリー車輸送に関わるコストを低減させることができる。削減額としては数億円程度と期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁： 経済産業省
制度の現状	<p>容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 条)第 22 条において、液化ガスの質量の計算方法について、規定しております。</p> <p>同条で定める算式(<math>G=V/C</math>)中の <math>C</math>の求め方については、「低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重(単位 キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数」と定められています。</p> <p>この規定に基づき、LNG ロリー車への充てん量については、内容積の 90%が上限となります。</p>
該当法令等	容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 条)第 22 条
対応の分類	その他

## 提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	御要望につき詳細を伺い、内容積の上限値を上方修正したとしても、高圧ガス保安法上の保安の観点から安全性が十分確保できることの技術的な根拠を示して頂ければ、安全性が低下しないかどうか適切に見極めた上で、必要な検討を行いたいと考えます。
-------	---

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 7 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日

提案事項	国税関係書類のスキナ保存要件（一般書類の要件）緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>国税関係書類のうち、重要書類以外の「一般書類」のスキナ保存に関して、電子帳簿保存法で規定される以下の要件を緩和し、国税関係書類のスキナ保存制度の普及を推進すべきである。</p> <p>&lt;一般書類のスキナ保存要件&gt;</p> <p>タイムスタンプ：「必要」「不要」</p> <p>画質：「カラーもしくはグレースケール」「白黒2値画像を認める」</p> <p>申請：「必要」「不要」</p> <p>*適正事務処理要件を満たすことを前提とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>国税関係書類のスキナ保存制度について、平成27年度の税制改正で、スキナ保存対象を「3万円未満の契約書・領収書およびこれらの写し」に限る金額制限の撤廃や、電子署名要件の廃止などの規制緩和が決定された。また、平成28年度の税制改正で、スマートフォン等による領収書等の記録を可能とする追加緩和が決定されるなど、同制度を推進するための不断の見直しが進められている。</p> <p>電子帳簿保存法施行規則第3条では、重要書類以外の「一般書類」（契約申込書等）のスキナ保存には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類、カラーかグレースケールスキナ、タイムスタンプ付与、申請等が要件とされている。なお、平成27年度の税制改正では、電子署名要件の廃止に代えてタイムスタンプ要件が追加された。</p> <p>(b)要望理由</p> <p>「一般書類」は、資金や物の流れに直結・連動せず、企業の実務実態としても「控え」の書類が大部分を占めており重要度が低い。このため、「一般書類」のスキナ保存については、タイムスタンプ付与ではなく、適正事務処理要件による保存を認めるべきである。</p> <p>また、平成27年度の税制改正で、「一般書類」について、カラーに加えグレースケールでのスキナ保存も認められたが、一般的なグレースケール画像（JPEGによる圧縮）はカラー画像と比較して保存容量がほとんど変わらないため、保存・通信コストの観点からは効果が限定的である。この点、FAXで使用される白黒2値画像はカラー画像の10分の1程度の保存容量であるため、保存・通信コストの効率化が期待できる。</p> <p>さらに、「電子取引」については、法第10条において「保存」は義務とされているが、「申請」は不要である。これと同様に、「一般書類」のスキナ保存についても「申請」を不要とすることで、制度の普及を図るべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>今般、「重要書類」の改ざん防止のために求められる適正事務処理要件の整備は、事業者が内部統制等の観点から一般的に取り組む事項となってきた。このため、適正事務処理要件の整備を前提として「申請」を不要とすることで、制度の普及につながると考えられる。また、この3要件を緩和することで、「一般書類」のスキナ保存要件が米国における電子化の要件と同じレベルになり、外国企業の誘致や企業のグローバル展開にも有効と考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：財務省
制度の現状	税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の要件に従い、スキナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、その保存に代えることができるとされています。
該当法令等	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等
対応の分類	その他
対応の概要	国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 7 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	国税関係書類のスキナ保存要件（受領者本人がスキャンする場合の要件）緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>平成 28 年度の制度改正により導入される受領者（営業担当者等）本人が国税関係書類（領収書等）をスキャンする場合の入力方式「特に速やかに（3 日以内）」について、受領者を直接監督する者によるけん制を適正事務処理要件の一部として規定し運用管理できる場合には、他の入力方式「速やかに入力（1 週間以内）」または「業務サイクル後速やかに入力（1 ヶ月と 1 週間以内）」の選択を可能とするよう要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>国税関係書類のスキナ保存制度について、平成 27 年度の制度改正で、スキナ保存対象を「3 万円未満の契約書・領収書およびこれらの写し」に限る金額制限の撤廃や、電子署名要件の廃止などの規制緩和が決定された。また、平成 28 年度の制度改正で、スマートフォン等による領収書等の記録を可能とする追加緩和が決定されるなど、同制度を推進するための不断の見直しが進められている。</p> <p>平成 28 年度の制度改正では、受領者本人が国税関係書類をスキャンする場合、これまで受領者以外の者が読み取りを行ってきたことによるけん制効果が失われること、および、タイムスタンプを付すまでの期間を長く設定すれば改ざんも容易になってしまうことから、施行規則第 3 条第 5 項二口において、「特に速やかに、…タイムスタンプを付すこと。」と規定された。「特に速やかに」の定義については、同取扱通達 4-23 において、「…国税関係書類の作成又は受領後 3 日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。」とされた。</p> <p>(b)要望理由</p> <p>受領者が国税関係書類をスキャンする場合であっても、スキャン画質の運用管理や出張先のインターネット環境等の事情により、受領者が帰社してから社内のスキナ（複合機等）でスキャンして上司に申請するニーズがある。また、出張期間が 4 日以上となる場合、受領後 3 日以内にタイムスタンプ付与する事が困難なケースも想定される。</p> <p>他方、「重要書類」の改ざん防止のために求められる適正事務処理要件の整備は、近年、事業者が内部統制等の観点から一般的に取り組む事項となってきた。そのうえで、旅費精算業務においては、当該業務の決裁者である上司が事前に出張命令を出し、これに基づき受領者から申請された内容（領収書画像等）を検証できることから、けん制および改ざん防止が可能と考えられる。このため、受領者を直接監督する者によるけん制を適正事務処理要件の一部として規定し運用管理できる場合には、他の入力方式の選択を可能としていただきたい。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>旅費精算業務においては一般的に旅費精算システムに入力された電子データ（行き先、金額、交通手段等）と、交通機関等の紙の領収書（台紙に貼付し、上司の確認後、事務部門に輸送したもの）とを突合確認して処理するため、紙の書類の輸送コストが発生している（4,000 人規模の事業者で年間約 400 万円）。要件の緩和により制度が広く普及することで、当該輸送コスト等の削減が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：財務省
制度の現状	税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の要件に従い、スキナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、その保存に代えることができることとされています。
該当法令等	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等
対応の分類	その他
対応の概要	国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものと考えています。

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 11 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	個人情報保護法改正を受けた医学研究に関する倫理指針改正の見直しの提案
具体的内容	<p>改正個人情報保護法（以下、個情法）の下では、要配慮個人情報とされる病歴（政令では、カルテ情報等の全ての臨床情報を含む）を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が求められ、オプトアウトでの実施が原則できないとされる。</p> <p>この法改正を受け、医学系研究の倫理指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等：以下、指針）の改正が現在進められている。この指針改正案は、民間、行政機関、独立行政法人等の主体別の3本の個人情報保護法のそれぞれ最も厳しい部分を採用して1本のルールにする内容である。従来の指針では、診療情報等から氏名・住所等の個人を特定する情報を削除した「匿名化」を行えば、その匿名化情報を研究利用することの承諾確認として「オプトアウト」手段が許容されているが、改正指針案はそれを原則許容しない。</p> <p>このような指針改正は、医学研究の基盤を支える症例研究や患者レジストリ研究等が実施不可能となり、わが国の目指す医療イノベーションはおろか、医療・医学そのもの、すなわち患者への治療の進歩を妨げる。例えば、既に日本造血細胞移植学会は、二次調査のための症例登録を改正指針施行予定の来年4月までに急ぎ中止する旨の通知対応を始めた。</p> <p>また、指針改正案では、従来の改正時には設けられた「経過措置」がなく、現行指針上の必要な手続を踏んで実施中の研究でも、改正指針の施行までに、改正指針に適合するよう見直し・変更を行い、倫理審査を経て、研究計画によっては本人同意を取得する作業が必要になる。しかし、改正指針の公布は早くとも来年1月末であり、改正指針の施行まで約2ヶ月の期間で、これら全ての対応の完了は不可能と言うべき他ない。こうした対応に各研究責任者である医師等が追われることで、通常の診療活動が妨げられ、研究活動に関わる全ての医療機関が診療機能不全に陥ることが懸念される。</p> <p>以上のような懸念から、以下を要望する。現在の個情法体系上は3法の事業主体の別によって各々課される義務内容や義務免除要件等が異なるが、そうした法体系上の違いによる壁を超えて、医学研究についてはすべからく、一旦は各主体に課せられた法的義務を免除し、その上で、倫理指針の改正に際しては、どの主体も履行・遵守可能な、現行指針と同様の個人情報取扱い規定の採用を求める。</p>
提案主体	個人

制度の現状	<p>所管省庁：個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>【個人情報保護法関連】</p> <p>改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされております。</p> <p>また、改正後の個人情報保護法において、病歴など特に慎重な取扱いが求められる個人情報を要配慮個人情報として新たに位置付け、当該情報の取得時には本人同意を必要とし、また、当該情報の第三者提供にあたっては、オプトアウト手続（第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、法定項目を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく、第三者に提供すること）を禁止したところです。</p> <p>【倫理指針関連】</p> <p>人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「医学系指針」という。）では、人を対象とする医学系研究（人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動）を行うに当たっては、当該指針を守らなければならないこととしています。なお、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する場合は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「ゲノム指針」という。）が適用されます。</p> <p>現行の医学系指針では、診療情報等の既存情報を自機関において利用する場合については、必ずしもインフォームド・コンセントを取得せずとも、指針に沿って匿名化を行うか、オプトアウト手続によって利用可能としています。また、他機関に提供する場合であってインフォームド・コンセントの取得が困難な場合は、匿名化を行うか、オプトアウト手続によって提供可能としています。</p> <p>医学系指針及びゲノム指針については、個人情報保護法の改正等を受けた見直しについて平成28年4月より検討がなされ、9月22日から10月21日にかけて改正案についてパブリック・コメントを実施したところです。パブリック・コメント時の改正案においては、既存情報の自機関における利用については、インフォームド・コンセントの取得が困難である際に、当該情報が特定の個人を識別できないものである場合、また、</p>
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下「個情法等」という。）の例外規定に該当するときでオプトアウトを実施する場合に、研究対象者等の同意なく利用可能としていたところです。また、既存情報の他機関への提供については、インフォームド・コンセントの取得が困難である際に、当該情報が特定の個人を識別できないものである場合か、また、個情法等の例外規定に該当するときでオプトアウトを実施する場合に加え、個情法適用機関においては法に規定のあるオプトアウト手続きによる個人データの第三者提供（要配慮個人情報は除く）や共同利用による個人データの提供を行う場合についても、研究対象者等の同意なく可能としていたところです。
該当法令等	個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
対応の分類	個人情報保護法関連：現行制度下で対応可能 倫理指針関連：対応
対応の概要	<p><b>【個人情報保護法関連】</b></p> <p>改正後の個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」のために個人情報等を取り扱う場合は、従前と同様、同法第4章の規定は適用されないこととされているため、例えば、私立大学、研究所、1つの主体とみなすことができる共同研究、学会（学会に所属する医師等も含まれます。）等が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定は適用されません。</p> <p>なお、当該適用除外に関する考え方及びその範囲については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に示しております。</p> <p><b>【倫理指針関連】</b></p> <p>人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「医学系指針」という。）に定める諸手続に沿って作成・許可された研究計画書に基づく研究者等で構成される学術研究を目的とする研究グループは、個別具体的な事例ごとに判断されるものの、その実質や外形が1つの機関としてみなし得るものであれば、改正個人情報保護法第76条第1項第3号の「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」に該当し得ると考えられ、個人情報を取り扱う目的が学術研究の用に供する場合は、個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととなります。</p> <p>すなわち、個人情報保護法が適用される機関については、主たる目的が学術研究ではないような機関において行われる研究であっても、その実質や外形が1つの機関としてみなし得るものであれば、個人情報を取り扱う目的が学術研究の用に供する場合は、個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととなります。</p> <p>個人情報保護法第4章の適用が除外される場合、例えば、インフォームド・コンセント等の手続きにおいて、自機関における既存情報の利用や既存試料・情報の第三者提供を行う場合、現行の医学系指針と同様にオプトアウト手続きにより実施することができる等、ご指摘やパブリック・コメントを踏まえ、パブリック・コメント時の医学系指針の改正案を修正することとしています。ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「ゲノム指針」という。）の改正についても同様の修正を行うこととしています。</p> <p>また、経過措置等については、倫理審査委員会への過度な負担を避けるため、医学系指針・ゲノム指針改正に伴った研究計画書の変更で生じうる多くのパターンについて、研究計画書の変更には当たらないと見なし、倫理審査委員会の審査を不要とすることとしています。さらに、医学系指針において、既に連結不可能匿名化された情報のみを用いるために、当該指針の適用除外とされてきた研究であって、当該情報に個人識別符号が含まれる等の理由により新たに指針の適用対象となり、改正指針施行後に自機関のみで当該個人情報を取り扱う場合は、研究計画書の作成や倫理審査委員会への付議についても半年間の経過措置を設けることとしています。</p> <p>改正後の医学系指針及びゲノム指針は平成29年早期に公布する予定です。</p>

区分（案）

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 11 月 11 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	改正個人情報保護法の下での医療機関における個人情報の利用に対する配慮の提案
具体的内容	<p>改正個人情報保護法（以下、個情法）の下では、要配慮個人情報とされる病歴（政令では、カルテ情報等の全ての臨床情報を含む）を取得する場合、取得時の目的と異なる利用をする場合又は第三者に提供する場合、そのことについて本人同意の取得が原則的に求められる。その法改正個情法の下で政令、施行規則、個人情報保護委員会ガイドラインが現在、順次に改正ないし新規に制定されようとしている。</p> <p>従来、医療機関等における個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（以下、医療介護事業者ガイドライン）」に詳細が定められており、その内容に従った個人情報保護を実施してきたが、今般この医療介護事業者ガイドラインが個人情報保護委員会ガイドラインに統合され、医療機関における個人情報の取扱いに特化した詳細なルールは失われると聞き及んでいる。その結果、改正個情法が求める本人同意取得の原則あるいは患者の個人情報を非個人情報化するための匿名化方法が、医療現場の事情を鑑みることなく求められてしまうと、医療現場に少なからぬ混乱を生じる。かつて、2003年にわが国で初めて個情法が制定され、施行された後しばらく続いた医療現場の混乱は記憶に新しいが、今回の改正個情法の影響はそれ以上に深刻なものになることも予測される。その最たる懸念としては、医療者にとって不可欠ともいえる症例報告及び専門医資格等の認定のためのケース・レポート提出等の際に、患者の個人情報の取扱いが実質的に不可能になってしまうことである。その結果、わが国の医療の発展は大きく損なわれ、最終的には多くの患者及び国民の健康や福祉に不利益が生じることが強く危惧される。</p> <p>以上の懸念に基づいて、改正個情法の下であっても、これまで通り現行の医療介護事業者ガイドラインに従った個人情報取扱い方法に則ることで、適切な個人情報保護を図ることになる旨、担保されることを要望する。そもそも、医療機関で働く医師、看護師、薬剤師等の医療従事者には刑法及び各専門職法によって罰則付きの守秘義務が課されており、改正個情法の下でおよそ医療活動上必要な円滑な個人情報の利用を妨げるような規制をさらに設けることは、過度な規制になると考える。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：個人情報保護委員会、厚生労働省
制度の現状	<p>現行の個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報取扱事業者の監督については、主務大臣制が採用されていることから、厚生労働省が「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を策定しています。</p> <p>今回の個人情報の保護に関する法律の改正により主務大臣制が廃止され、個人情報取扱事業者の監督権限が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。このため、個人情報保護委員会が全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインとして、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を平成28年11月30日に公示したところです。ただし、医療分野については、平成28年9月30日に開催された個人情報保護委員会において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を基礎として、別途の規律を定めることを決定しております。</p>
該当法令等	個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
対応の分類	対応
対応の概要	<p>医療分野については、平成28年9月30日に開催された個人情報保護委員会において、当該委員会が定める、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを基礎として、別途の規律を定めることを決定しております。平成28年度末を目標に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを進めます。なお、当該ガイドラインの見直しに当たっては、現行ガイドラインの考えを維持するとともに、法改正に伴い新たに必要となる規定を盛り込み、また、医療現場に混乱や支障が生じないよう留意します。</p>

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	遠隔監視による高圧ガス製造施設の保安業務
具体的内容	<p>高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、IT を活用した遠隔監視を要件として認め、人による監視からシステムによる制御という IoT 化を進めるべき。</p> <p>(a)現状 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないため、製造を行っている間は保安係員が常駐する形態を取っている。冷凍機械*や LP ガスなどでは遠隔監視が認められ普及・促進しているが、高圧ガス施設では認められていないため IT 化が促進されない。 * (社)日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第 9 条 2 号の「1 日 1 回の異常点検」に該当することとすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作で行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」と経産省より回答。(「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの回答について(平成 18 年 11 月 27 日)【資料 1】検討要請に対する各省庁の回答 参照)</p> <p>(b)理由 高圧ガス施設においても、保安係員と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機械や LP ガスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安係員の要件として認め、IT 化を促進すべきである。</p> <p>(c)効果 保安係員による監視が義務づけられているが、IT を活用することにより省力化して作業効率を高め、監視の精度が高まり、生産性の向上に繋げられる。また、温度や圧力などの蓄積データにより早期異常検知が可能となり、保安水準の向上が期待できる。 システム化により他の事業場への展開を推進する。</p>
提案主体	(一社)電子情報技術産業協会

	所管省庁： 経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の運転に関して、IT の活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。</p> <p>高圧ガス製造保安係員(以下、「保安係員」という。)に係る規定としては、高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの製造の許可又は届出を行っている第 1 種製造者又は第 2 種製造者は、高圧ガス保安法第 2 7 条の 2 第 4 項の規定に基づき、経済産業省令で定める区分に従い、製造保安責任者の資格を有し、かつ高圧ガスの製造に関する業務経験を持つ保安係員を選任する義務があります。</p> <p>また、高圧ガス保安法第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、保安係員に製造施設の維持、製造の方法の監視、災害発生時の応急措置の実施などの高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な業務を行わせることが義務づけられています。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第二十七条の二第四項、第三十二条第三項
対応の分類	その他
対応の概要	<p>制度の現状に記載のとおり、高圧ガス設備の運転に関して、IT の活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。IT 技術の導入を進めて頂き、IT 化を促進して頂くことは重要と考えます。</p> <p>人による監視からシステム制御への見直しを進めるにあたっては、人とシステムとの適切な補完体制を検討していくことが重要です。</p> <p>例えば、保安係員には災害発生時の応急措置の実施などの業務を行うことが義務づけられていますが、災害発生時に保安係員がいない場合、現状の技術により、どの程度安全が担保出来るのか等について検討を進めることが必要です。</p>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 28 年 11 月 15 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	戸籍法第 10 条の 2 第 4 項の規定に行政書士も追加すべきである
具体的内容	<p>平成 26 年 6 月 27 日に公布された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士)については、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができることとなった。</p> <p>しかしながら、戸籍法第 10 条の 2 第 4 項において、他の士業については、行政機関等に対する不服申立ての手續を行う場合に必要がある場合には戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされているのに、特定行政書士についても行政機関等に対する不服申立ての手續を行う場合に必要となる場合があるにもかかわらずここにあげられていない。これは単なる抜け落ちとしか思えず、仮にあえて追加されていないのであるとするならば国民の権利擁護の観点や利便促進にも反し、著しく公平性に欠ける事態を招きかねず看過できない。</p> <p>特定行政書士はすでに誕生していることから、迅速な追記対応をお願いしたい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁： 総務省、法務省
制度の現状	<p>戸籍法第 10 条の 2 第 4 項は、弁護士等の行う業務のうち、特定の依頼者から事件を受任し、かつ、紛争処理手續において当該依頼者を代理する業務を弁護士等の各資格者ごとに列挙したものととなります。</p> <p>これは、受任事件に紛争性がある場合には、依頼者の権利行使等の意思が明確である上、争われている権利の実現等のため、紛争の相手方や事件に関係する第三者の戸籍の記載事項を利用して当該権利等の存在及び範囲を対外的に証明する必要性が典型的に存在し、かつ、弁護士等がそのような紛争性のある事件について単に法的な助言をしたり、代書をするにとどまらず、自ら裁判手續その他の紛争処理手續において依頼者を代理する場合は、その権利の実現等のため十分な立証活動を行う必要があることから、弁護士等が自ら裁判手續その他の紛争処理手續の代理業務を遂行するために必要がある場合を特例として規定したものととなります。</p> <p>なお、弁護士等が本要件による交付の請求をする場合は、依頼者からの委任状の提出は要しないものとされます。</p>
該当法令等	戸籍法第 10 条の 2
対応の分類	検討を予定
対応の概要	戸籍法改正の機会に合わせて、戸籍法第 10 条の 2 第 4 項の規定に行政書士に関する事項を追加することについてその可否も含めて検討することとします。

区分(案)	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 28 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	遠隔監視による高圧ガス製造施設の保安業務の推進
具体的内容	<p>【具体的内容】 高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、IT を活用した遠隔監視を認め、人による監視からシステムによる制御という IoT 化を進めるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないため、製造を行っている間は保安係員が常駐する形態を取っている。冷凍機械*や LP ガスなどでは遠隔監視が認められ普及・促進しているが、高圧ガス施設では認められていないため IT 化が促進されない。 *（社）日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第 9 条 2 号の「1 日 1 回の異常点検」に該当することとすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作で行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」と経産省より回答。（「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの回答について（平成 18 年 11 月 27 日）【資料 1】検討要請に対する各省庁の回答 参照）</p> <p>(b)要望理由 高圧ガス施設においても、保安係員と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機械や LP ガスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安係員として認め、IT 化を促進すべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 保安係員による監視が義務づけられているが、IT を活用することにより省力化して作業効率を高め、監視の精度が高まり、生産性の向上に繋げられる。また、温度や圧力などの蓄積データにより早期異常検知が可能となり、保安水準の向上が期待できる。 システム化により他の事業場への展開を推進する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁： 経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の運転に関して、IT の活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。</p> <p>高圧ガス製造保安係員（以下、「保安係員」という。）に係る規定としては、高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの製造の許可又は届出を行っている第 1 種製造者又は第 2 種製造者は、高圧ガス保安法第 2 7 条の 2 第 4 項の規定に基づき、経済産業省令で定める区分に従い、製造保安責任者の資格を有し、かつ高圧ガスの製造に関する業務経験を持つ保安係員を選任する義務があります。</p> <p>また、高圧ガス保安法第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、保安係員に製造施設の維持、製造の方法の監視、災害発生時の応急措置の実施などの高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な業務を行わせることが義務づけられています。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第二十七条の二第四項、第三十二条第三項
対応の分類	その他
対応の概要	<p>制度の現状に記載のとおり、高圧ガス設備の運転に関して、IT の活用や遠隔監視の実施に係る制約は行っておりません。IT 技術の導入を進めて頂き、IT 化を促進して頂くことは重要と考えます。</p> <p>人による監視からシステム制御への見直しを進めるにあたっては、人とシステムとの適切な補完体制を検討していくことが重要です。</p> <p>例えば、保安係員には災害発生時の応急措置の実施などの業務を行うことが義務づけられていますが、災害発生時に保安係員がいない場合、現状の技術により、どの程度安全が担保出来るのか等について検討を進める必要があります。</p>

区分（案）	
-------	--

## 提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	イベント民泊における「1施設年1回」規制の緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】 同一施設において、1年の間に1回を超えて、複数回のイベント民泊を実施できるようにする。</p> <p>【提案理由】 イベント開催時に自宅を旅行者に提供する行為（イベント民泊）について、「イベント民泊ガイドライン」は、「一施設については、年に1回、宿泊者の入れ替わりがない様によってしか宿泊者を受け入れることができません」として、同一施設において1年の間に複数回イベント民泊を実施することを禁止している。</p> <p>イベント時は多くの場合、既存施設の受入だけでは対応が困難である。また、宿泊施設が逼迫するようなイベントを年に1回に制約できるものではなく、同一地域内で一年の間に複数回開催されるケースがある。かかる現状の下で、イベント民泊が一施設、年に1回と制約されている場合は、イベント時の宿泊施設不足を解決できない。</p> <p>規制が緩和されれば、イベント時の一時的な宿泊施設の不足という課題の解決が望め、訪客数の増加による経済効果が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省、国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、「業」に当たり、旅館業法に基づく許可が必要です。</li> <li>年1回（2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないという考え方を平成27年7月1日の事務連絡でお示しました。この場合は、旅館業法上の許可を要しません。</li> </ul>
該当法令等	旅館業法
対応の分類	対応不可
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「反復継続」して有償で宿泊サービスを提供する場合は、反復継続して不特定多数の宿泊者が宿泊することによる感染症等のリスクが発生するなど、公衆衛生上の観点から旅館業法に基づく許可制としていますので、反復継続して実施される場合については、営業許可を取得していただきたいと考えています。</li> <li>なお、従前は、客室延床面積が33㎡以上なければ簡易宿所の許可を受けられなかったところですが、本年4月、旅館業法上の簡易宿所営業の営業許可基準の緩和を行い、宿泊者数が10人未満の場合は、客室面積が、1人当たり3.3㎡に宿泊者数を乗じて得た面積以上あれば許可を受けられることとしています。</li> </ul>

区分(案)

## 提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 28 年 12 月 28 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	民泊サービスにおける電子データでの許可申請・宿泊者名簿の保存
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>民泊サービス開始時の届出・登録および宿泊者名簿の作成・保存について、電子データによる手続き・保存を可能にすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>民泊に関する制度整備について、本年 6 月 20 日の「民泊サービスのあり方に関する検討会 最終報告書」では、住宅提供者、管理者および仲介事業者は民泊サービスを実施するにあたり、所管行政庁への届出を行うこと、住宅提供者および管理者は利用者名簿の作成・備付けを遵守すること、が提示されている。</p> <p>旅館業法では、宿泊サービス提供の許可を受ける場合に、営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区の場合は、市長又は区長）に申請書を提出し、営業許可を取得するにあたって、申請は書面または電子データでの作成が可能である。また、宿泊者名簿は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」第 4 条第 1 項に基づき、電磁的記録による保存が可能となっている。</p> <p>民泊においても、旅館業と同様に、電子データによる許可申請および名簿の保存を認めることで、民泊サービス提供者・管理者ならびに行政の業務効率化につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省、国土交通省

制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業法に基づく許可申請については、電子申請で行うことを妨げていません。</li> <li>・ また同法に基づき営業者は宿泊者名簿を備えることとされていますが、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令に基づき、電磁的記録によりその作成・保存が可能であることとされています。</li> </ul>
該当法令等	旅館業法
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とすることとされております。</li> <li>・ 利用者名簿を電子データで保存することも含め、具体的内容については現在検討中のため、関係省庁と調整しつつ、法整備を進めてまいります。</li> </ul>

区分(案)